

2004年度東北大学法科大学院入学試験

出題趣旨

科目名：民事訴訟法（50分）

本問題は、民事訴訟法における弁論主義の問題を主要事実（直接事実）・間接事実の区別の視点から問う基本的な問題である。三つの小問の根底に流れる出題の意図を短時間の間にどれほどの確に捉えられるかが試験の分水嶺である。小問1は、弁論主義の三つのテーゼとして知られるところを答えていただければそれでよい（あまり長い説明は不要である。）。ただし、正確な用語を用いる必要はある。小問2は、弁論主義の第1テーゼの適用範囲を画するのに主要事実・間接事実の区別が有用であるかどうかを問うものである。主要事実に限られるとする見解の根拠である自由心証主義との関係や規範的要件（一般条項）における第1テーゼの適用問題などが首尾一貫した論理のもとで論じられていけばよい。小問3は、問題文の長さに惑わされることなく、自白に関する弁論主義の第2テーゼが間接事実についても適用されるものであるのかを問うものである。事例は、間接事実の自白を認めていない判例の事例をもとにつくられているが、単にそのことの指摘に終わるものではない。事実認定において間接事実が果たす機能なども見据えたうえで、判例の立場を批判的に検討することが要求される。